

**SGEC 森林認証 審査報告書**

**有限会社 猪股林業所有山林**

平成 19 年 3 月

**(社) 全国林業改良普及協会**

## 目 次

I. 有限会社 猪股林業所有山林の概要

II. 審査経過

III. 有限会社 猪股林業所有山林の審査における判定事由書

IV. 有限会社 猪股林業所有山林の関係資料等  
(森林の概要、管理体制図等の確認資料一覧・審査写真等及び審査判定表)

# I 有限会社 猪股林業所有山林の概要

1. 森林の所有者 有限会社 猪股林業
2. 森林の管理者 有限会社 猪股林業 代表取締役 猪股政子
3. 認証の区域  
由利本荘市岩城町福俣小滝ケ沢 5 0 - 3 7 外
4. 森林の面積  
9 5 . 7 7 h a
5. 団地数  
6 団地
6. 森林資源の構成

森林資源構成表(総計)

(A:面積ha V:材積m3)

| 区分/年齢      | 1 | 2    | 3    | 4      | 5      | 6      | 7       | 8       | 9       | 10      | 11      | 12     | 13     | 14      | 15     | 16 | 17      | 18 | 19 | 20 | 21以上 | 合計       |          |
|------------|---|------|------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|--------|---------|--------|----|---------|----|----|----|------|----------|----------|
| 人工林<br>スギ  | A | 1.20 | 0.69 | 1.38   | 2.48   | 2.88   | 11.08   | 4.02    | 7.97    | 9.76    | 0.94    | 0.58   | 0.43   | 1.56    | 0.25   |    | 1.63    |    |    |    |      | 46.85    | ①        |
|            | V | 0.00 | 0.00 | 124.89 | 343.23 | 647.42 | 3292.98 | 1331.02 | 3222.27 | 4469.10 | 469.91  | 307.34 | 241.27 | 921.49  | 157.78 |    | 1028.86 |    |    |    |      |          | 16557.56 |
| 天然林<br>その他 | A |      | 5.09 | 0.68   |        |        | 2.06    | 1.84    | 10.99   | 8.21    | 4.83    |        | 0.67   | 4.14    |        |    |         |    |    |    |      | 38.51    | ③        |
|            | V |      |      | 42.02  | 0.00   | 0.00   | 253.79  | 244.35  | 1508.93 | 1153.51 | 679.10  | 0.00   | 96.48  | 601.54  |        |    |         |    |    |    |      | 4579.72  | ④        |
| 伐跡         | A |      |      |        |        |        |         |         |         |         |         |        |        |         |        |    |         |    |    |    |      | 10.41    | ⑤        |
| 合計         | A | 1.20 | 5.78 | 2.06   | 2.48   | 2.88   | 13.14   | 5.86    | 18.96   | 17.97   | 5.77    | 0.58   | 1.10   | 5.70    | 0.25   |    | 1.63    |    |    |    |      | 95.77    | ①+③+⑤    |
|            | V | 0.00 | 0.00 | 166.91 | 343.23 | 647.42 | 3546.77 | 1575.37 | 4731.20 | 5622.61 | 1149.00 | 307.34 | 337.75 | 1523.03 | 157.78 |    | 1028.86 |    |    |    |      | 21137.28 | ②+④      |

## 7. 地域の概況

当社のある子吉川流域は、秋田県の南西部に位置し、北部は秋田市に、東部は雄勝郡、横手市、大仙市に、南部は山形県に接し、西部は日本海に臨み2市を包括している。

気候は沿岸と内陸ではかなりの違いがあり、日本海沿岸及び低山帯では、一般に気温が高く積雪量も少ないが、鳥海山山麓及び内陸地帯では積雪量が多く、林木の育成に大きな影響を及ぼしている。

主要交通路は、日本海岸沿いに秋田市から新潟県にいたるJR東日本の羽越本線が縦走し、内陸部では「由利高原鉄道鳥海山麓線」が本荘地区と矢島地区を結んでいる。また、羽越本線に平行して国道7号線が南下し、この幹線に国道105号線、107号線、108号線が連結、これらに地方道が結ばれ、地域内の産業発展の基盤となっている。

産業別人口は第1次産業が22%、第2次産業が40%、第3次産業が38%となっていて、経済成長率は全県で最も高い地域となっている。

子吉川流域では平成4年3月に策定した「子吉川流域林業活性化基本方針書」に基づき、民有林と国有林を一体とした多様な森林整備と国産材時代を実現するため、関係者の合意の下で、秋田スギの生産、加工流通体制の整備など、「森林の流域管理システム」の確立に向けた取り組みを展開してきた。

当流域の秋田スギ人工林面積は8年齢をピークとした山型の構成で、資源量のピークは既に9年齢に移行しており、約1,200万m<sup>3</sup>にのぼる秋田スギが年々成熟度を高めている。

しかし、価格の低迷などにより、ここ数年素材生産量が伸び悩んでいることから、原木から製品までの各段階での乾燥をさらに推進し、原木市場や大型製材工場でより付加価値の高い製品を供給することにより、秋田スギの安定供給体制を確立することが今後の課題となっている。

## 8. 有限会社猪股林業の沿革

当社は昭和 52 年に個人企業として発足した。当時、秋田県ではスギの造林事業が盛んに行われていたため、季節雇用者を含め約 30 人の従業員を雇用し、主に森林組合の下請業者として造林及び素材生産等の活動を行っていた。

昭和 60 年に資本金 100 万円の有限会社として法人化し、平成 8 年には資本金を 300 万円まで引き上げるとともに、由利本荘地域の 6 事業体と「子吉川森林保全センター協同組合」を設立し、弊社社長が理事長に就任。現在は現場従業員 20 名、事務職 4 名の計 24 名（平均年齢 45 歳）が一丸となり、「プロの林業技術者集団」を目指して社員の林業技術資格取得や技術機関への派遣に力を入れるとともに、年 1 回の安全衛生講習・技術勉強会を開催し、社員の安全と技術の向上に努めている。

業務内容は森林関係の植林から伐採、素材加工、販売、さらには作業道作設と建設工事まで行い、林業のみにとどまることなく森林関係の総合的な事業体系を構築している。特に平成 13 年には丸棒加工機械を導入してこれまでチップ材としての利用価値だけだった小径木を森林土木関係の仕事に活用し、自然環境に配慮した地元材の有効利用を積極的に行っている。また「プロの林業技術者集団」を目指して、社員の技術資格取得や安全衛生講習に力を入れている。年間の売上げは約 1 億 7 千万円となっている。

今後も当社では社員に S G E C 森林認証について理解を広げ、普及・啓発活動を行うとともに、地域の豊かな自然を守るため、環境に配慮した林業機械の導入や環境に負荷を与えない素材生産体系を確立した事業体となるべく、邁進する次第である。

## 9. 林道・作業道

林道 0. 5 k m  
作業道 3. 7 k m  
路網密度 0. 0 7 k m / h a

## 10. 保有林業機械

|            |     |        |     |
|------------|-----|--------|-----|
| バックフォア     | 9 台 | グラップル  | 4 台 |
| ブラッシュチップパー | 1 台 | ハーベスタ  | 1 台 |
| ブルドーザー     | 1 台 | タワーヤーダ | 1 台 |
| ミニホイールローダ  | 2 台 | フォワーダ  | 3 台 |
| トルネード      | 1 台 | 丸棒製材機械 | 1 台 |

## 11. リース機械

油圧ショベル 1 台  
キャリアダンプ 1 台

## 12. 経営方針

当社は、昭和60年発足以来、森林施業における地域の一事業体として、就労場所の提供を初め、地元材の普及、高性能林業機械の導入、施行技術の取得・向上を行ってきた。

しかし、近年の低迷する林業・木材産業を改善するためには、従来の活動に加え、更に積極的な活動と、より理論的な知識が必要と考える。

かねてより、『祖先・先代より受け継いだ森林を維持・管理しながら、『林業を「業」として持続的経営を』、と考えているが、現実はなかなか容易ではない。

そこで、当社は、自社所有林を認証森林として林業経営を続ける事を決意した。当社の経営方針を明らかにした上で、持続可能な林業経営を実践する姿を第三者にも評価してもらおう。自社に於いては施業効果を検証しながら理論的知識の向上を図り、「地域の森林は市民共有の財産である」証のひとつとして、認証森林の存在の重要性を説いていく。

林業経営にあたっては、森林管理に関する法令、由利本荘市森林整備計画の施業基準を遵守し、地域林業の一翼を担う事業体としての自負を持ち、積極的な経営を実行していく。

同時に、環境資材である認証材の販売のため、関連会社の方針として、安定供給・販路確保など積極的な活動を行う。

また、認証森林拡大のため、情報公開、広報活動などを行い、関係機関にも協力を求めていく。

## 13. 環境方針

(有)猪股林業では、地球温暖化の防止、水土保持、生物多様性の保全など、持続可能な林業経営をめざして、下記のとおり、取り組む。

1. 環境保全に関する法令を遵守し、林業経営と環境保全の両立をめざす。
2. 適切な森林整備に取り組むことで、森林の多面的な機能の維持・向上を図り、森林の二酸化炭素を吸収する機能を高めて、国産材・地域材の循環利用を促進し、地球温暖化防止に貢献する。
3. 施業の実施にあたっては、土壌及び下流域での水資源の保全、さらに保護樹帯、水辺林の設置など動植物の生息・生育環境の保全に努める。
4. 施業の実施にあたっては、化石燃料の使用削減に努める。大気汚染物質や廃棄物は、発生の抑制に努めるとともに、地域で定められた方法により、適切に処理する。
5. 森林病虫害防除にあたり、林業薬剤を使用する場合は、適切な管理のもと、必要最小限の量とする。
6. 生物多様性の保全に関する知識の習得に努め、林業従事者に研修の機会を設ける。
7. モニタリング等の活用により、継続的に森林の状況及び林内に生息・生育する動植物の動向の情報収集に努める。貴重な動植物が発見された場合は、必要な保護対策を行う。
8. 調査研究・教育のため、地方自治体、研究機関から協力要請があった場合は、可能

な限り協力する。

#### 14. 施業履歴

単位 (h a、m<sup>3</sup>)

|        | H 13 年度 | H 14 年度 | H 15 年度 | H 16 年度 | H 17 年度 | 計      |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|
| 植 林    |         |         |         |         |         |        |
| 下 刈    |         |         |         |         |         |        |
| 除 伐    |         |         |         |         |         |        |
| ツル切    |         |         |         |         |         |        |
| 枝 打    |         |         |         |         |         |        |
| 保育間伐面積 |         |         |         |         |         |        |
| 収入間伐面積 |         |         |         |         | 3. 0 4  | 3. 0 4 |
| 間伐材積   |         |         |         |         | 2 6 8   | 2 6 8  |
| 主伐面積   |         |         |         |         | 0. 1 3  | 0. 1 3 |
| 主伐材積   |         |         |         |         | 1 8     | 1 8    |

#### 15. 施業基準

原則として、由利本荘市森林整備計画の施業基準を遵守する。

また当社「生物多様性の保全を考慮した施業指針」を遵守する。

#### 16. 森林被害の記録

単位 (h a)

| 年 度 \ 被 害 | 病 害 | 虫 害 | 獣 害 | 森 林 火 災 | 気 象 害 | 年度合計 |
|-----------|-----|-----|-----|---------|-------|------|
| H 1 3 年度  | 0   | 0   | 0   | 0       | 0     | 0    |
| H 1 4 年度  | 0   | 0   | 0   | 0       | 0     | 0    |
| H 1 5 年度  | 0   | 0   | 0   | 0       | 0     | 0    |
| H 1 6 年度  | 0   | 0   | 0   | 0       | 0     | 0    |
| H 1 7 年度  | 0   | 0   | 0   | 0       | 0     | 0    |
| 合 計       | 0   | 0   | 0   | 0       | 0     | 0    |

#### 17. 病虫獣害対策

現在のところ確認される被害はないが、今後も病虫害対策として健全な森林の育成に努め、病虫害の発生の抑制に努める。

原則として林業薬剤は使用しないが、今後、植生に異常をもたらすような病虫害が発生した場合には、当社「林業薬剤管理マニュアル」に従い、生態系保全に配慮した、最小限の使用をすることもあり得る。

#### 18. 気象災害対策

尾根筋や沢筋に、保護樹帯として広葉樹を残したり、風のあたる箇所などでは、間伐

率を抑えた間伐を繰り返す。

台風などの気象災害が発生した場合は、可能な限り風倒木を処理し、現状復旧に努める。

崩落などで現状復旧が困難な場合は、速やかに森林組合・行政機関に連絡し対応を協議する。

## 19. 森林火災への対応

当社「林野火災予消防マニュアル」を遵守し、防火に努める。

火災発生時は消防署、地元消防団、地域住民に直ちに連絡し、消火及び火災の拡大防止に努める。消火後は、林地の現況復旧に努める。

## 20. 地域との連携

森林認証を取得するにあたり、過去の施業を整理・見直すと共に、自然災害・生物多様性をも配慮し、各種マニュアルを整備する。更に、その姿勢と考え方を社員や地域の森林所有者に普及するため、交通アクセスの利便性の高い弊社所有林内に展示林を設け、認証林に市民が気軽に触れられる機会を提供する。

認証森林の存在は、地域の森林が市民共有の財産であることの証として大変重要である。森林ボランティアの受け入れや上記のような展示林公開を通して存在価値の重要性を地域の人々に伝え、共有することは地域の事業体としての使命でもある。また動植物の生態調査により、貴重な動植物が見つかった場合、関係機関に連絡するとともにその保護の体制を整える。

## 21. 森林環境教育

社員をはじめ、認証森林で働く者は、生物多様性の保全・森林環境保全に関する知識を深めるよう努力を怠らないとともに、その考え方をより多くの市民に伝えることが必要である。そこで、認証林地域に特化した生物に関する資料を可能な限り入手すると共に、生物の特色について、社員や地域住民に対して話し伝える機会を可能な限り作るように努める。

また、市民が森林環境に触れる機会を出来るだけ多く持てるように、県や市が主導する活動のみならず、森林に関連した小規模活動にも積極的に参加・支援することに努める。

## II. 審査経過

### 1. 有限会社 猪股林業所有山林の審査経過

有限会社 猪股林業所有山林の審査は、(社)全国林業改良普及協会認証審査センターの児島裕、野田昭一、大竹秀一、伊藤融の4名が下記のとおり行った。

#### 【審査申込】

平成18年5月13日 / 審査申込

(内容)

1. 全林協の審査手順についての説明
2. 審査申込書の受付
3. 確認資料の説明

#### 【認定審査】

平成18年9月1～2日 書類確認及び企画審査

平成19年2月6～7日 / 現地確認審査

(内容)

1. 資料の提出を受け、内容を確認し、修正事項などを指示するとともに企画審査においては、大竹秀一が現地の森林の状況を視察してきた。
2. 冬の現地確認審査においては、野田昭一、伊藤融が現地の確認をしてきた。

(場所)

有限会社猪股林業所有山林の現地における森林の状況及び事務所等の確認

(審査員)

企画審査 (社) 全国林業改良普及協会 大竹秀一

現地確認審査 (社) 全国林業改良普及協会 野田昭一  
" 専門調査員 伊藤 融

(出席者)

有限会社 猪股林業 社長 猪股 政子  
同 営業部長 猪股 市郎  
同 業務課長 猪股 克之

(内容)

1. 「認定審査」の一環として書類確認及び現地確認を行った。
2. **有限会社 猪股林業**の森林及び林道等の状況、造林事業及び間伐、森林被害の状況等事業及び経営の概況等について、現地説明を受け、併せて関連資料の審査を行った。

平成18年6～8月／書類確認

平成18年9月2日／企画審査

平成19年1月上旬／審査書類調整

平成19年2月6～7日／確認審査

平成19年3月19日／審査委員会

(場 所)

東京都港区赤坂 1-9-13 三会堂ビル会議室

(委員名)

元東京大学教授・農学博士

山根 明臣

(株)木構造振興専務取締役 (元森林総研) 農学博士

西村 勝美

東京農業大学教授・農学博士

河原 輝彦

(社)日本育種協会理事長

真柴 孝司

(事務局)

(社)全国林業改良普及協会

同

児島 裕

同

野田 昭一

同

宇佐見 均

(内 容)

1. 現地確認審査の結果を報告するとともに、SGECの定める「森林認証基準・指標」「ガイドライン」の事項に基づき設定した「審査要件」について審査内容を説明した。
2. 当協会審査センターから提出した資料、現地森林の現地写真及び有限会社内山林業管理森林における管理の考え方等に係る各般の仕組み、審査判定表による判定の内容等からいって、申請森林は認証に値する森林であるものと認められた。

### Ⅲ. 有限会社 猪股林業所有山林の審査における判定事由書

審査委員会により、SGECの定める7つの基準・35の指標・64のガイドラインの「認証審査」基準事項に基づき、次の「有限会社 猪股林業所有山林 森林認証判定表」のとおり、59項目を審査要件として決定した。

これら「審査要件」に基づき、別紙Ⅳの「有限会社 猪股林業所有山林の審査判定表（森林認証）」のとおり「審査判定」を行い、審査委員会に諮ったところ、有限会社 猪股林業所有山林は、認証に値する森林であるとして判定された。

なお、審査委員会により、下記の「向上目標」が付記された。

#### 【向上目標】

1. モニタリングを継続的に実施することにより、所有山林の状態を常に把握するよう努めること
2. モニタリングを継続的に実施することにより、所有山林に生息・生育する動植物の把握及び記録に努めること
3. 森林利用者への生物多様性の保全に関する研修を行うとともに環境配慮に対する意識を共有するよう努めること
4. 一般市民等への森林・林業教育、木材利用拡大のための木工教室などを積極的に企画実行すること
5. 各種の森林・環境教育を実施するための体制を充実させること
6. モニタリングを継続的に実施することにより、所有山林の状態を常に把握するよう努めること  
その結果は、今後の森林施業に役立てること

## **基準 1 認証対象森林の明示及びその管理方針の確定**

### **1-1 土地、森林資源などの所有者・管理者が明確であること。**

認証対象森林は、猪股林業が所有・管理する、秋田県由利本荘市岩城町福俣小滝ヶ沢外に位置する6団地17箇所<sup>1</sup>の森林95.77haである。  
当社には「森林簿」「森林計画図」などが常備されており、現地を確認できる。

### **1-2 対象森林の所在場所別面積、人工植栽に係る森林の区別（人工林、天然林別）、樹種又は林相、林齢及び立木材積が明らかな森林調査簿類が常備されていること。**

「森林簿」が常備されており、5年おきの森林施業計画樹立の際の森林調査により、更新されている。

### **1-3 対象森林の位置が、現地及び図面上で明瞭であること。**

森林計画図を樹種別（スギ・マツ・その他広葉樹）に色分けした「林相現況図」（1/5000）を常備している。

なお、主な境界には境界標が設置されており、認証対象森林の位置は、現地及び図面上で明確であることを確認した。

### **1-4 森林計画制度の森林施業計画あるいはそれに準じた管理計画が樹立されていること。管理計画の中で、森林所有者等が自らの意志で、持続可能な森林の管理・経営に関する基本方針が策定されていること。**

認証対象森林は、2団地が雄物川森林計画区、4団地が子吉川森林計画区に位置しており、「森林整備計画」は「由利本荘市」「大仙市」「大森町」の3計画に分かれているが、機能類型区分は、「資源の循環利用林」「水土保持林」に区分されている。

猪股林業では、「猪股林業 経営方針」を定め、スギの伐期を人工林は50～80年での小面積皆伐、長伐期施業林では100～200年とし、間伐の繰り返しによる長伐期施業をめざしている。天然林は単木的な伐採に止め、あとは自然の推移に委ねることとしている。なかでも有用広葉樹育成林では、その育成や収穫のため小面積を伐採することとしており、主としてコナラ等を対象にして椎茸用ほだ木を生産している。

認証対象森林は、一部の団地を除き、森林施業計画の認定を受けている。「森林施業計画書」（平成 14～19 年、平成 16～18 年に一部変更を認定）及び認定書の写しを確認した。

「猪股林業 経営方針」「森林施業の実施に関する長期の方針」により、その実施状況を現地で確認した。

猪股林業では、「猪股林業 環境方針」を定め、地球温暖化の防止、水土保持、生物多様性の保全など、環境に配慮した施業を行っていくこととしている。

さらに、「巡視時・作業完了時にモニタリングを継続的に実施する」こととしている。

### **1－5／人工林のみでなく、天然林についても、地域の特性を考慮し適切な管理計画が樹立されていること。**

認証対象森林のうちスギの人工林は、49%となっており齢級構成はⅠ～ⅩⅦ齢級に分散しているが、Ⅲ～Ⅷ齢級の林分が多く比較的若い林分が多い。天然林は、標高の高い尾根筋や急斜面及び沢筋などにクリ、サクラ、ホウ、ミズナラ等の落葉広葉樹が大面積に残されている。人工林率は約 60%を目標にしているが、現在 46%である。なお、「森林施業計画書」（平成 14～19 年）の天然林に関する内容が、「子吉川地域森林計画書」「由利本荘市森林整備計画」に準拠していることを確認した。

## **基準 2 生物多様性の保全**

### **2－1／生物多様性保全のための計画は、ランドスケープレベルの管理方針が定められているとともに、主要な森林タイプについて林分レベルの管理方針が定められていること。**

認証対象森林は、子吉川森林計画区及び雄物川森林計画区に位置しており、「由利本荘市、大仙市、大森町の各森林整備計画」において、「資源の循環利用林」「水土保持林」に区分されている。

天然林は、標高の高い尾根筋や急斜面及び沢筋などにコナラ、クリ、サクラ、ホウ、ミズナラ等の落葉広葉樹が大面積に残されている。

「猪股林業 環境方針」において、これらの天然林等を活かして「保護樹帯、水辺林の設置など動植物の生息・生育環境の保全に努める」こととしている。

### **2－2／対象森林内で生物多様性の確保に重要な構成要素（原生林、天然林、里山林、草地、湿地、沼、農地など）が地図上で明らかにされ、それらの管理方針が定められていること。**

森林計画図を樹種別(スギその他広葉樹)に色分けした「林相現況図」(1/5000)を常備している。

これまで認証対象森林の動植物の調査は行われていない。

今後、モニタリングを継続的に実施することにより、「貴重な動植物の存在が確認されれば、速やかに行政機関、研究機関に報告し、その保護に努める」こととしている。

認証対象森林には、沢筋には、ウルシ、ホウ、サワグルミなどの広葉樹が残されている。スギの人工林となっている林分についても、除・間伐が適切に実施され、林内は明るく、下層植生が維持されていることを確認した。環境方針の中に、「水辺林の設置など動植物の生息・生育環境の保全に努める」とあり、今後一部の山で、適地には植林を進めていくこととしているが、沢筋の水辺林はそのまま保全していく考えである。

## **2-3 / 絶滅危惧Ⅰ類、絶滅危惧Ⅱ類、準絶滅危惧に属する種及びその生息地の保護が図られていること。**

「秋田県の保護上重要な野生生物」を常備している。

猪股林業では、巡視時・作業完了時に、モニタリング調査を継続的に実施し、「貴重な動植物の存在が確認されれば、速やかに行政機関、研究機関に報告し、その保護に努める」こととしている。

認証対象森林のうち、天然林は標高の高い尾根筋や急斜面及び沢筋などにコナラ、クリ、サクラ、ホウ、ミズナラ等の落葉広葉樹が大面積に残されている。人工林においても、ミズナラ、クリなどの広葉樹が単木状に適度に残されており、昆虫・鳥類などの採餌木となっている。

「猪股林業 環境方針」において、「保護樹帯、水辺林の設置など動植物の生息・生育環境の保全に努める」こととしている。

現地確認により、作業道の法面保護柵、横断排水溝などに間伐小径木や自社で製作している小丸太丸棒が利用されていることを確認した。

## **2-4 / 下層植生を含め自然植生の保護に努めること。**

現地確認により、除・間伐が適切に行われており、林内は明るく、下層植生が維持されていることを確認した。

## **基準3 土壌及び水資源の保全と維持**

### **3-1 / 伐採に当たっては、風が強く当たる尾根筋、水系及び道路沿いには適**

## **切な保護樹帯を設けていること。**

認証対象森林のうち、スギ等の植栽地は比較的に標高の低い地利条件に優れた箇所限定されており、天然林は、標高の高い尾根筋や急斜面及び沢筋などにコナラ、クリ、サクラ、ホウ、ミズナラ等の落葉広葉樹が大面積に残されている。これらの落葉広葉樹は、保護樹帯の役割も担っている。

認証対象森林には、スギ等の人工林は比較的に標高の低い地利条件に優れた箇所限定されており、天然林は、標高の高い尾根筋や急斜面及び沢筋などにコナラ、クリ、サクラ、ホウ、ミズナラ等の落葉広葉樹が大面積に残されている。また沢筋には、ウルシ・ホウ・サワグルミなどの広葉樹が残されている。スギの人工林となっている林分についても、除・間伐が適切に行われており、林内は明るく、下層植生が維持されていることを確認した。なお、「猪股林業 環境方針」において、「保護樹帯、水辺林の設置など動植物の生息・生育環境の保全に努める」こととしている。

## **3-2 / 森林の伐採集運材に当たっては、近隣の水資源や土石流出防止機能などへの影響を考慮し、地表面の保護が図られるよう慎重に配慮されていること。**

認証対象森林は、子吉川及び雄物川森林計画区に位置しており、「由利本荘市、大仙市、大森町の各森林整備計画」において、「資源の循環利用林」「水土保持林」に区分されている。

このため、経営方針の「公益的機能の維持・増進」の中で「沢筋には水辺林を設定し、間伐を行うなどして、多様な樹木の生育を促し、水資源の保全や土砂流失防止機能を維持する」こととしている。

伐採・搬出作業は、猪股林業の自社作業班が、ハーベスタ、タワーヤード、フォワーダ等の高性能林業機械を駆使して実施している。

集材は、これらの高性能林業機械で行っている。

なお、「地拵は、土砂流失や土砂崩壊を防ぐため、土壌露出が生じないような施業を行うこと。残枝等は、積み上げ方式をとり、火入れは行わない」こととしており、林地保全等には最善の対応がなされている。

## **3-3 / 林業機械に用いる、燃料、オイルその他の汚染物質および農薬など化学物質が水系に流出しないよう注意を払うこと。**

猪股林業では、燃料・オイル類は、関係法令及び「作業現場における油類の取り扱いマニュアル」に基づき、適切な管理のもと使用している。

下流域での水利用への影響を考慮して、現在、林業薬剤は使用していない。

なお、林業薬剤を使用する場合は、森林病虫害等防除法及び「林業薬剤管理マ

ニューアル」に基づき、適切な管理のもと、必要最小限の使用にとどめることとしている。

### **3－4／林道等の開設に当たっては、水土保持に細心の注意を払うこと。**

現地確認により、林道・作業道は、水土保持に配慮して設計・作設されており、保守・管理も適切に行われていることを確認した。

なお、林道・作業道の新設にあたっては、「下流域での水資源の利用に十分に配慮し、林地保全に努める」こととしている。

## **基準4 森林生態系の生産力及び健全性の維持**

### **4－1／伐採量は森林の機能区別に指定された森林施業計画認定基準の範囲内であり、適正に配置されていること。**

**大面積皆伐は避け、可能な箇所では、非皆伐施業を行う。また林産物資源の収穫は、それが持続できるよう定められていること。**

「森林整備計画書」（平成14～19年、平成15～18年一部変更済み）の伐採計画の範囲内で、伐採を行っている。

人工林の伐期は50～80年とし小面積皆伐を行い、長伐期施業林においては、100年を超えてから小面積皆伐を行う方法と最終伐期を200年として間伐を繰り返し樹下植栽を行い複層林施業に誘導する方法の二通りの方法により長伐期施業をめざす。

現地確認により、除・間伐の際に、林内に現存するミズナラ、クリ、ケヤキなどの広葉樹を適度に残していることを確認した。

伐採方法などは、「由利本荘市森林整備計画」の施業基準に準拠している。

「森林施業計画書」（平成14～19年、平成15～18年一部変更済み）の伐採計画に基づいて、伐採を行っている。

「森林施業計画書」（平成14～19年、平成15～18年一部変更済み）の伐採計画に基づいて、伐採を行っている。

### **4－2／伐採後は計画期間内に確実に更新されていること。伐採跡地などの人工更新は、施業の履歴を踏まえて、適地適木の原則が守られていること。**

最近5年間の施業履歴に、伐採と更新の実績が記録されている。

伐採後は2年以内に「適地適木」の原則に基づき、地域在来の苗木を植えている。

なお、更新期間は、「由利本荘市森林整備計画」に準拠していることを確認した。

更新方法などは、「由利本荘市森林整備計画」の施業基準に準拠していることを確認した。

「森林施業計画書」（平成 14～19 年、平成 15～18 年一部変更済み）の造林計画に基づいて、更新を行っている。

猪股林業では、「適地適木」の原則に基づき、地域在来の苗木を植えている。なお、植栽本数は、「由利本荘市森林整備計画」の施業基準に準拠して、ha 当たり 2200～2800 本を植えている。

植え付け後は、巡視等により、その地に根付かなかった苗木が確認された場合は、すみやかに補植を行っている。

#### **4－3／天然林についても、的確な更新作業が行われていること。**

認証対象森林の天然林は、標高の高い尾根筋や急斜面及び沢筋などにコナラ、クリ、サクラ、ホウ、ミズナラ等の落葉広葉樹が大面積に残されている。また沢筋には、ミズキ・コナラ・トチ・サワグルミなどの広葉樹が残されている。

天然林では、原則として、有用樹の単木的な収穫・利用にとどめ、あとは自然の推移に委ねることとしている。

#### **4－4／期間内における保育計画が明らかであり、現地の実態に応じて適切に行われていること。**

現地確認により、除・間伐の際に、林内に現存するミズナラ・クリ・ケヤキなどの広葉樹を適度に残していることを確認した。

保育方法などは、「由利本荘市森林整備計画」の施業基準に準拠している。

最近 5 年間の施業履歴に保育の実績が記録されており、その実施状況を現地で確認した。

「森林施業計画書」（平成 14～19 年、平成 16 年 4 月一部変更済み）の保育計画に基づいて、保育を行う予定である。

#### **4－5／必要に応じて間伐が的確に実行されること。**

「森林施業計画書」（平成 14～19 年、平成 15～18 年一部変更済み）の伐採計画に基づいて、計画的に間伐を行っている。

間伐方法などは、「由利本荘市森林整備計画」の施業基準に準拠している。  
なお、除・間伐の際には、林内に現存するミズナラ・クリ・ケヤキなどの有用広葉樹を適度に残している。

最近5年分の施業履歴に、保育間伐、収入間伐の実績が記録されており、その実施状況を現地で確認した。

#### **4-6 / 森林の病虫獣害に対する適切な防除・対策が図られていること。**

猪股林業では、下流域での水利用への影響を考慮して、現在、林業薬剤は使用していない。

なお、林業薬剤を使用する場合は、森林病虫害等防除法及び「林業薬剤管理マニュアル」に基づき、適切な管理のもと、必要最小限の使用にとどめることとしている。

最近5年間の施業履歴と森林被害の記録が、整備されている。

病害：特になし

虫害：マツクイムシ（単木被害）

獣害：特になし

気象害：特になし

#### **4-7 / 山火事に対する適切な予防と被害への対処が図られていること。**

猪股林業では、「林野火災予消防マニュアル」を定め、林野火災の予防及び消火体制を整えている。

地元消防団とは密接な連携に努めており、山火事災害が発生すれば、即連絡をとり早急な対応がとれるような体制を取っている。最近では山火事等は発生していない。

#### **4-8 / 農薬など化学物質の使用については、法令などを遵守し、かつ必要最小限の用途にとどめていること。**

猪股林業では、下流域での水利用への影響を考慮して、現在、林業薬剤は使用していない。

なお、林業薬剤を使用する場合は、森林病虫害等防除法及び「林業薬剤管理マニュアル」に基づき、適切な管理のもと、必要最小限の使用にとどめることとしている。

### **基準5 持続的森林経営のための法的、制度的枠組**

### **5－1／日本の全ての法律および日本が調印した全ての国際条約や合意を遵守すること。**

猪股林業では、「林業経営にあたっては、森林管理に関する法令・・・を遵守し、地域林業の一翼を担う事業体としての自負を持ち積極的な経営を行う」考えである。

猪股林業では、「林野小六法」などの法令集が常備されており、またインターネット等のアクセスにより、いつでも参照できる環境が整えられている。

### **5－3／管理計画の実行に当たり、雇用者、委託者や林業従事者に対して生物多様性や労働安全などに関して適切な訓練と指導を行っていること。**

猪股林業では、「猪股林業 環境方針」を定め、地球温暖化の防止、水土保全、生物多様性の保全など、森林利用者ともよく協議し、協力して、環境に配慮した施業を行っていくこととしている。

今後、森林利用者への生物多様性の保全に関する研修等を行うこととしている。

猪股林業では、「安全作業マニュアル」及び「安全衛生及び健康管理マニュアル」を定め、労働災害の防止に努めている。

なお、従業員は、本荘由利森林組合及び林業・木材産業労働災害防止協会の安全衛生指導を受けている。

### **5－4／従業員に対する社会保障、必要な訓練の実施、健康と安全の確保を図られていること。**

猪股林業では、従業員全員が社会保険制度に加入している。

猪股林業では、「安全作業マニュアル」及び「安全衛生及び健康管理マニュアル」を定め、労働災害の防止に努めている。

なお、従業員は、本荘由利森林組合及び林業・木材産業労働災害防止協会の安全衛生指導を受けている。

現地確認により、安全点検など、自主的な安全活動が行われていることを確認した。

## **基準6 社会・経済の便益の維持及び増進**

### **6－1／市民に自然に触れ合う機会／場所の提供に努めていること。 森林を地元でできるだけ公開し、便益の提供をすること。**

猪股林業では、今後は所有山林などをフィールドに、一般市民を対象に年間計画を立てて、積極的な森林・林業教育を行っていく考えである。

なお、木材に親しんで貰う目的で、木工教室の開催など、子どもたちが木に親しむ活動にも力を入れていく考えである。

#### **6-2 / 入山者に対する環境教育、安全などへの指導および対策が整備されていること。**

猪股林業では、今後、プログラムを充実させ、各種の森林・環境教育を実施していくこととしている。この他、環境教育を行うための案内板などを整備していく考えである。

猪股林業では、今後所有山林の入口付近に看板を設置するなどして、入林者に山火事防止、動植物の乱獲防止、ゴミの持ち帰りなど、マナーの啓発に努めていく考えである。

#### **6-3 / 森林レクリエーションや景観の維持に配慮した森林管理が必要な森林においては、適切な対応がとられていること。**

猪股林業では、人工林においても、林内に現存するミズナラ、クリ、ケヤキなどの有用広葉樹を適度に残すなど、多様な森林づくりに取り組んでおり、景観保全に配慮した施業を行っている。

#### **6-4 / 文化的・歴史的に重要な遺跡や資源・社会的に価値の高い森林が保護されていること。**

猪股林業では、今後、森林認証を契機に、その一部を展示林、見本林として森林教室等に活用していく考えである。

#### **6-5 / 「緑の循環システム」の趣旨が遵守されるよう、認証森林より産出された認証林産物を、消費者に対し適正に提供するために、認証林産物が、明確に区分けされるよう努めること。**

**また、認証森林から産出される認証林産物が、緑の循環資源として、多様な用途に有効活用されていること。**

猪股林業では、認証林産物の分別・表示管理体制を確立するとともに、積極的に認証材の販路開拓を行っていく考えである。

現地確認により、作業道の路肩の法面保護柵、横断排水溝などに間伐小径木や自社の製品小丸太丸棒が利用されていることを確認した。

## **6－6／対象森林の管理・整備が地球温暖化防止の二酸化炭素吸収源としてプラスになるよう努めていること。**

現地確認により、所有山林においては、除・間伐が適切に行われているなど、森林の健全性が保たれている。

なお、「猪股林業 環境方針」を定め、「森林の二酸化炭素を吸収する機能を高め、国産材・地域材の循環利用を促進し、地球温暖化防止に貢献する」こととしている。

猪股林業では、「作業現場における油類の取り扱いマニュアル」を定め、「作業現場で燃料等の油類が漏出した場合は、生態系や環境への影響が大きいことから、油類の取扱いは慎重に行う」こととしている。

## **6－7／地元住民、利害関係者等との対話連携を図り、地域社会における役割と貢献に配慮して取り組んでいること。**

猪股林業営業部長猪股市郎氏は「子吉川森林保全センター協同組合（素材生産業者5社による協同組合）」の専務理事など、林業・木材関係団体の役職を務めるなど、地域リーダーとして活躍している。また、高性能林業機械の実演会や講習会など関係者を集め実施している。

さらに、市民植樹祭等で森林教室を実施するなど、地域における森林管理の重要性を普及させる意味で、重要な役割を果たしている。

猪股林業は、森林認証の意義・目的を仲間に伝えるとともに、自ら実践し、地域に広めていくこととしている。

## **基準7 モニタリングと情報公開**

### **7－1／管理計画の実行状況としての影響を評価するためのモニタリングを、適宜実施すること。**

**モニタリングの結果は、管理計画の実行及び改訂に反映され、必要に応じて見直しが図られること。**

猪股林業では、巡視時及び作業完了時に実施するモニタリングのチェック項目を設定している。

上記に基づき、モニタリングを継続的に実施することとしている。

### **7－2／地方自治体などが全体の多様性を推測する指標生物群のモニタリングを行っている場合、その調査に対する協力体制が整っていること。**

これまで第三者機関によるモニタリング調査は行われていない。  
なお、行政機関、研究機関から協力要請があった場合は、可能な限り協力することとしている。

**7-3 / 対象森林に関する各種情報の記録を極力残すこと。施業を行った場合は、作業種別、年度別、所在場所別に施業記録が残されていること。**

最近5年間の施業履歴と森林被害の記録が、整備されている。

病害：特になし

虫害：マツクイムシ（単木被害）

獣害：特になし

森林火災：特になし

気象害：特になし

**7-4 / 管理計画、モニタリングについては、公正・公開を原則とすること。**

管理計画・モニタリングの結果について、公開の要請があった場合は、原則として、公開する考えである。

#### IV. 有限会社 猪股林業管理森林の関係資料等

##### 1. 確認資料一覧

(有)猪股林業 経営方針

同 環境方針

生物多様性の保全を考慮した施業方針

モニタリング関連

施業実施仕様書

作業現場における油類の取扱いマニュアル

林業薬剤管理マニュアル

安全作業マニュアル

安全衛生及び健康管理マニュアル

林野火災予消防マニュアル

(有)猪股林業 緊急連絡網

作業道の開設基準

造林事業仕様書

造林作業基準

造材作業仕様書

##### 2. 審査写真等

##### 3. 審査判定表